

第5回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場
生活環境影響調査評価委員会

日 時：平成20年10月16日（木曜日）

午後3時から午後5時まで

場 所：村田町沼辺地区公民館

1 開会

司会 ただいまから第5回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会を開会いたします。

2 あいさつ

司会 初めに、環境生活部安齋次長よりごあいさつを申し上げます。

安齋環境生活部次長 本日は委員の皆様、大変お忙しい中、この第5回目の評価委員会、ご出席をいただきましてありがとうございます。

環境生活部長今野、出席の予定でしたが、実は県議会本会議開会中でございますので、そちらの方に出席しておりますので、私技術担当次長安齋から代わってごあいさつをまずさせていただきます。

本日の委員会、現地開催ということになりましたが、これは須藤委員長から、住民の皆様の要望にこたえるべきであるという指示をいただきまして、このたびこの場所で第5回目の評価委員会を開催するという事になったものでございます。

先ほど委員の皆様には処分場を実際に見ていただきました。現況をご確認いただきました。この後、住民の方々との意見交換の時間をとらせていただいております。現地の確認、それから意見交換、内容につきまして、その後の審議の際の参考にしていただければと考えてございます。

まず、支障除去対策工事の進捗状況につきましてですが、後ほど報告事項、事務局の方から説明をさせていただきますが、先般新聞報道などでもご承知のとおり、覆土整形工事に伴いまして廃棄物が掘削されました。それで周辺の皆様には大変ご心配をおかけしたということがございました。掘削した廃棄物につきましては、周辺環境への影響は出ないような形で、仙台市内の管理型の産業廃棄物最終処分場に搬出しまして、適正に処理を行ってございます。今後とも周辺環境に支障が生じないように、最大限の配慮を図りながら対策工事を進めてまいります。地域の住民の皆様方の安心を確保するために、今年度中の完了を目指しまして、引き続き工事を進めさせていただきます。

本日の評価委員会、議題としましては、今年度上期の工事期間中の各種モニタリングのデータ、これを生活環境影響調査報告書案としてまとめましたので、その評価につきましてご審議をお願いすることにしてございます。各委員の皆様には、忌憚のないご意見をいただきながら、ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

司会 続きまして、今回地元村田町での開催ということで、柴田副町長様にご出席いただいております。ここでごあいさつをいただきたいと思います。

○柴田副町長 本日はこの竹の内の現場まで来ていただきまして、評価委員の皆様に対しては、本当にありがとうございます。本来ですと、町長が参りまして皆様にあいさつと御礼を申し上げるところでございますが、公務出張中でありますので、メッセージを預かってまいりましたので、代わりまして副町長の柴田が朗読させていただきます。

「本日評価委員会の皆様には、お忙しいところ現場まで来ていただき、第5回評価委員会を開催いただきまして、ありがとうございます。また、専門の先生方には、常日ごろから竹の内産廃処分場の事業評価等につきまして、専門的見地からご指導、ご協力を賜りまして、厚く御礼申し上げます。

ご承知のようにこの処分場は、水田の乾田化するのを目的に取り組みましたが、業者の都合で途中から安定5品目以外の廃棄物が入り、硫化水素ガス等を発生するような処分場になった経緯がございます。普通の処分場は山奥にあるのが普通でございますが、この処分場につきましては、他と違いまして周辺に人家や小・中学校、幼稚園等があり、健康被害が心配される状況にあります。このような心配をなくすべく、県におきまして支障除去対策工事を実施しており、委員の皆様はこの工事について評価をお願いしているところでございます。

町としましては、計画された事業を早く完了していただき、当面の支障を除去していただきながら、的確なモニタリングにより影響調査を継続し、有事における的確な判断と取り組みによって、住民の安全安心を確保していきたいと考えております。

評価委員の先生方には、竹の内処分場の事業評価を初めとして、周辺住民が将来とも安心して生活できるような環境になるように、今後ともさらなるご協力をお願い申し上げ、あいさつといたします。欠席の失礼をお許し願います。村田町長佐藤英雄」。代読。

よろしく申し上げます。

司会 どうもありがとうございました。

ここで本日の進行を説明させていただきます。

初めに、委員の皆様と住民の方々との意見交換を行っていただき、その後議事に入ります。その際、大変恐縮でございますが、住民の皆様と私ども事務局の席をちょっとお替わりいただくということで、よろしくご協力をお願いいたします。

意見交換の座長につきましては、須藤委員長をお願いいたします。

それでは須藤先生、ごあいさつ一言いただいて、あと座長の方をよろしくをお願いいたします。

3 意見交換

○須藤委員長 皆さん、こんにちは。本日は大変ご多用の中を、委員の皆さんには大変ご遠方の中を、この村田町までお越しをいただきましてありがとうございます。

1時間有余にわたる視察、大変お疲れでございましょう。ありがとうございました。まあ恐らく思わぬことを発見された方も委員の先生の中にはいらっしゃるかもしれません。本来ですと、委員会ですから、議題を先にやるのが普通ですが、もともと今回の委員会につきましては、地元の皆さんのご意見を可能な限り伺うということが趣旨でございますし、それから先生方のご意見、ここで審議している模様も見ていただく、聞いていただくと。これが主でございますので、最初に意見交換会の方からいきたいと思います。議題は後にしますが、しかし限られた時間でございますので、約1時間ぐらいということにさせていただきます。大変たくさんの住民の皆さんにご出席いただいたことを、再度お礼を申し上げたいと思います。

私はどなたがご意見を発言するかは十分に当初承知をしておりますので、最初に何人の方がご意見いただくかをちょっと挙手していただけますか。そうでないと時間配分ができない、かなりおられるのでしょうか。ご意見いただく方は何人いらっしゃいますでしょうか。どうぞご遠慮なく。それを受けて時間配分しますので。もう1回挙げていただけますか。6人ですね。6人ぐらい今のところいらっしゃいますし、ご意見を伺ってから、また再度それについてのご意見もあろうかと思えます。それから、場合によっては、その問題について先生方からコメントいただくこともあるかもしれませんので、1回目の議論は、いかがでございましょう。5分程度にとどめていただいて、ご主張なりご意見なりを伺うと。こういう順番で進めていただきたいと思います。

お名前も私きちっとまだ伺っておりませんので、大変申しわけございませんが、ご発言されるときには、どうぞお名前をおっしゃっていただいてですね、議事進行は私がさせていただきますということにさせていただきます。

それでは、どうでしょうかね。今、こちらから、こちらで手を挙げたのはどなたとどなただったでしょうか。えっと、一番左の方ですね。済みません、お名前をちゃんと呼びできずに申しわけありません。では、こういう順番ですと後ろ側に回りましょう。今6人が7人お手が挙がりましてので、大体5分程度でお願いいたします。では、どうぞお願いします。

○上田 私大字で言いますと、ここ沼辺地区ということでございますけれども、そこからじき離れた薄木という地区でございます。ただ、実は私の田んぼが当該地区にございまして、ち

よっと上流で若干安心はしている部分はあるんですがございますけれども、そんな関係で村田町薄木の上田でございます。

本日は大変現地調査等をしていただきまして、ご苦労さまでございます。ありがとうございました。

それで、現地につきまして見ていただきまして、大分実際的にはお分かりだろうと思えますけれども、まず1点としまして、構造物、浸入水ですか。それらを防止するという観点から、U字溝等を設置していただきましたけれども、私かつて行政にいた経験等も踏まえまして申し上げさせていただきますと、ああいう構造物がすべて官地に設置されているわけではないということと、どうも一番最初に見ていただきましたフェンスとU字溝の離れというのが、どうもその場所によってまちまちだという感じで、果たしてこれで将来の管理はどうなるのかなという観点がありました。

それから、真ん中のU字溝でございますけれども、真ん中に設置されましたU字溝、上流部と下流部、どうも法線があっていないのではないかなというような懸念がございまして、何か下流の水路の方は法線がずれているんだよというようなことでございましたけれども、どうもかつていただきました図面をよく見ますと、ちょうど中間地点でどうも法線を変更してというか、ちょうど直角に折れ曲がったような感じで法線変更している図面が、実は今日気づきました。かつての青線は、土地改良でございましたので、真っ直ぐ一本に通っておったはずでございます。それが果たしてどういう関係でああいう設計になったのかなということを感じました。

それからさらに今度、後から現地を見た箇所でございますけれども、これにつきましては、焼却炉に上っていく右側に現在山のような地形をしてございます。実は現地の方に伺いますと、あの山というのは従来からのものではなくて、たまたま処分場で盛土をした関係でああいう山ができたんだと。あの山の下にはこれまた廃棄物が相当埋まっているんだと。そういうような話がございまして。そして、あの山のさらに西側に沢のような深いところがありましたけれども、従来の地盤はあの地盤なんだよというようなお話を何度か伺っております。それで、果たしてあそこについては、どういうふうにとらえておられるのかなと。

あともう一つ焼却炉でございますけれども、あれ、あのままで記念碑的に、竹の内処分場のモニュメントにされたのではたまったものではないと、そんなふうに感じまして、果たしてどう今後対応していただけるのか。

あともう一つ、最後でございますけれども、実は最後のところに、現地には行かなかったのですが、滞留させておくといえますか、いわゆる循環といえますか、そういう浄化的な意味合

いの池がございます。下流にもございます。そういうものの施設管理，あるいはどう処理するかも含めてですけれども，管理を今後どうしていただけるものか。その辺について，不安を持って，現地を見させていただきましたので，よろしくお願ひしたいと思ひます。ありがとうございました。

○須藤委員長 どうも貴重なご意見をいただきましてありがとうございました。

今日はですね，行政に答えさせるとかという場ではございませんから，全部議事録をとっているはずでございますので，しかと行政で受けとめるはずでございますので，後で総括的には，どういうふうにこれを，皆さんのご意見をいただいたものを反映させるかということは答えてもらいますけれども，1個1個は今日ご勘弁いただいて，できるだけ住民の皆さんに順番に伺ひたいと思ひます。

それでは，どうぞ次の方。

○大内 今日はわざわざ現地まで出向いていただいて，本当にご苦労さまでございます。私，寄居の，寄居って，この部落なんですよ。大内と申します。よろしくお願ひします。

今上田さんの方から，現地についてのいろんな指摘はありましたけれども，私は生活の面からお話したいと思ひます。あそこから引っ越された方，ここにもいるんですけども，家をもう空っぽにして，別のところにお家を建てられて，早い話あそこから逃げたと言えはいいのかね。生活にどうしても耐えられなくなって，そして別のところにお家を建てられて，そして今は空き家になっているんです。空っぽの家が3軒，4軒ぐらいですか。もっとあるかな。そういうわけなので，その人達に対する回答も何もないんですよ。県の方では今も避難所的なお家を提供しておられるんですけども，だれもそこには行っていません。名取とか，遠いところにわざわざ行って生活する人はいないと思うんです。ですから，その辺を県は検討されているのかどうか。そして，家を明け渡さなくてはならないような状態になっている人達をどのように救済してくれるのかな。

それから，今度は健康上なんですけれども，26日に県の方でお願いしている角田先生がここに来ていただいて，講演なり，あと健康相談なりしていただくんですけども，わざわざ多賀城まで家族ごと行って，診てもらっている人もいます。そういう人達に対する何の支援も，補助も，それからいろんな応援してくれるような，何にもないんですよ。ですから，何も好き好んでね，多賀城あたりまで行く人はいないはずなんです。そういう人達，私は健康に恵まれて，病気もしないでいるんですけども，やっぱり人にはいろいろそれぞれの差があります。ですから，そんな人達をどのように見ているのかな。

そして、あそこ、今度いつまでガスが出るかわからないんですよ、硫化水素ガス、その他のガス。そして、今日はたまたま天気恵まれて、皆さん余り臭気は感じなかつたろうと思うんですけれども、曇っている日、雨上がりにはおいがします。昨日、おとといまでガスが出ていたのを、県の方で上手にカモフラージュしてくれたというのか、何かきれいになって、そしてどこからガスが出るのかなという感じなんですけれども、これではやはり地元の人達納得いかないと思うんですよ。だから、それらに対する何とか対策なり、考えてもらいたい。地震なんかあったら、亀裂起こしたら、そこからガスがシューシュー出てくるのは、もう目に見えていると思うんです。ですから、私はその生活の点からよろしくお願ひしたいと思ひます。

○須藤委員長 どうも貴重な経験を踏まえてのご意見をいただきました。ありがとうございました。

その次の方はどなたになるでしょうか。そこですね、はい、どうぞ。

○鈴木 処分場から東の方に300メートル離れているところに住んでいます鈴木と申します。

平成6年ごろから、私ちょうど蔵王の風が直接私の家にぶつかるような形で、においというか、すごい悪臭で悩んできました、つい最近までずっと悪臭の記録という記録をしてまいりまして、すごい5冊になっておりますけれども、これある放送局にやったことがありましたけれども、そんなこともやってまいりました。

今も工事のたびにいろいろ転圧されますよね、工事やっていると。そうするとやはりガスが吹き出して、やはりそのガスが流れてくるということも今もあります。異様な、このガスだなということで、今でも実は悩んでいるところでございます。

実は今度の工事でもってですね、整形工事の途中でですね、この削られた後から廃棄物が露出しまして、それを掘り起こして、それを再処理をしたということが7月初めにありました。これに対しては、全くその工事の予定の中には、予定というか、そういったことについては予期せぬ事故ではなかったのかというふうに思っております。

しかし、このことは、私どもはね、当初からそういう覆土の関係も大変ずさんだし、必ずあそこをそういう工事をやれば、必ず廃棄物が出てくるということは当然予想されて、私達はいました。したがって、そのことについても県の方にはよく言ってきたんですけれども、結果的にそのような事故が起きたということでございます。

これについては、やはり私達も放っておけないということで、実は住民監査請求を提出いたしました。住民監査請求は9月22日に行っておりまして、今回の露出、搬出された廃棄物の処理については、これは全く税金のまさにむだ遣いであるし、予期せぬ問題だということで、こ

れはやはり払うべき問題でないし、そしてまたこの工事をです、このもとになった調査ですね。さまざまな廃棄物の物量調査とか、あるいはまたこの設計工事を含めて、あの処分場の中にどのような形で廃棄物が入っているのかということ調査したこと、このこと自体に基づく設計でここに至ったんだらうという、私達は認識をしている関係から、やはりそこを調査した、設計をした、建設技研がやったというふうに思いますけれども、やはりそこに支払って、この費用については、これはやはり県で持つべきではない、かということで、監査請求でそこはひとつ監査をしていただいて、やはりその返還をしてもらおうというのが妥当ではないかということで請求をいたしました。

昨日意見陳述ということで、県の監査委員会の方に私ども住民が出向きまして、いろいろと、なぜこういう事態になったのかということについて、意見陳述してきております。いずれ、2ヶ月ぐらい、60日ぐらいの間に、この監査に基づく報告ということがなされるだろうと思えますけれども、いずれそういったことについて私どもも黙って認めるわけにはいかないという立場でやってきたことを、まず報告しておきます。

それで、平成16年ごろに総合対策委員会というのが持たれまして、この中でさまざまな議論がございまして、県の機関、県のそういう委員会がありまして、私達住民達も何人か入りまして、いろいろと意見、議論をやってまいりました。その結果として、8ケースの対策ということで、全量撤去から覆土まで含めて、そういう対策で、ではその8ケースの中でどれをとるかという結論には実はいかに、両論併記みたいな形で、この委員会は終息しておりますけれども、しかしこのいずれかをとりながら、対策をとるべきだというふうに思うんですけれども、今やられている側溝と、それから覆土、多機能性覆土と、隠れているPRBもやるようでありましてけれども、そういったものについては総合対策委員会の中では全く出ていなかったことであって、全く終わってから、急にそういった今のようなね、対策が出てきたということについても、非常に私としては不本意だと思っております。

なおかつ、今の対策についてはどうなのかというと、周りに側溝を回して、そして覆土をするということでは、私達は効果がありませんと、これは。なぜかというと、水が側溝を通る。まあ、雨が降ったときは、そういうときは流れるかもしれないけれども、地下に流れている部分は側溝を流れることはないし、あるいはまた覆土についても、1割程度の多機能性覆土をそちらこちらでやったところで、ガスはもう全域から吹き出ているわけですから、そういう面からすれば、部分的な多機能性覆土では全く効果がありませんと。強いて言えば、臭い物にふたをするような、そういう工事でないのかということで、実は指摘してまいりましたけれども、

県がぜひこの方法でやりたいんだと。今ここをやらないと特措法の適用もないし、住民の皆さんにいつまでも反対されれば、あとは手の打ちようがないなんていうことで言われまして、しからばとにかく私どももせめてとにかく少しでもよくなるのであればという考えで、実はこれを、この今の状態について容認する形になってきているわけでありまして。

しかし、結果的に今段階で見ても、まさに臭い物にふたの程度であって、地下に埋まっている物、産廃物のいわゆるこの物質から発生する有害物については全く除去はされていないし、根本的な解決にはなっていないのではないかと。これは工事をこのまま進むだけですから、工事が終わったところで、廃棄物そのものについては何ら変わっていないわけですよ。そういうことでは、基本的な支障除去にはなっていないと思うところがございます。

したがいまして、この評価委員会の中でも、ぜひ今ご覧になっていただきましたけれども、決して根本的な解決にはなっていないんだという評価をしていただいて、やっぱり工事の根本的な、撤去も含めた、あるいはまたPRBとか、さまざまな実は対策を、具体的な、いわゆる水をくみ上げて処理をすとか、ガスを強制的に活性炭を通して処理すとか、具体的な対策でもって、やはり早くあそこを無害化するということ。これなんかも含めて、ぜひ工事の対策の見直しということ、ひとつ提言していただきたいと思います。以上です。

○須藤委員長 大変貴重なご意見いただきまして、ありがとうございました。

では、続いてどうぞ。

○岡 処分場から東の方向に450メートルのところに住んでいる岡と申します。

毎月県がガスのモニタリングでやっていますけれども、中学校のナンバー3というところが、常に硫化水素の検出をしている、一番高い濃度の検出をしているというところなんです、その近くなんです。確かにたまににおうときはあるんですけどもね。

私は、言いたいことは、とにかくあそこに処分場があるということで、安心と安全がどこまで保証されるんだろうかと、これ子供達もそうだし、孫の代にいても、ずっと見なければならぬと思うんです。そういうところからの安全安心が保証されるんだろうかということで、今やっている県の支障除去の工事の方法ということでは、あそこに103万立方メートルのごみが入って、そのままずっとあり続けると。しかもその上に土を被せて、水は側溝を回して排出するという形になっていると思うんですけども、果たしてこれがいつまでそういう状態が続くのかなと心配しております。工事をやっているときに分かるんですけども、ダンプが通ったり、ブルが通ると、ゴムみたいにバウンドするんですよ。確かに10メートルも20メートルもごみが入っていますから、恐らくそのうちいろいろな変化でもって段差ができたり、割れ目

ができたりという形が出ると思う。そういうところからまたガスが出てくるのではないかなと。

県の方のいろいろな資料を見ると、硫化水素ガスは鎮静化の方向だということですがけれども、新たなところから新たなあれが出てくるし、今も、さっき一番最後の方で見た、井戸の古いところからね、水がやっぱり硫化水素のくさいにおいが出ているということで、非常に安心できない状況があるのではないかなと思います。

それからもう一つは、今の対策工事の、やっぱり東側の側溝が常に沈下しているんですよね。何回も何回もこう継ぎ足ししているんですけども、相変わらず沈下しているということは、下がそのまま表に、区域外に水が出ていくという可能性というのが非常にあるのではないかと。

それから、側溝工事をしているときに、あれはあくまでも雨水を流す側溝だということなんですけれども、雨の降った次のあたりに行くと、山側からの地下水がどんどん側溝の下を通過して処分場の中に入っていると。その水が果たしてどこに行くんだろうかと。県の方の報告だと、いわゆる処分場の一番上手の方から下手の方まで流れるのに100年、数十年から100年かかるんだと。その程度の動きしかないんだというようなことなただけけれども、ここはね、私も非常に疑問に思っているわけです。本当にそうなのかなと。恐らくあそこに滞留している水というのは、かなりの速度で出ているのではないかなと。そこが心配なんです。それがだんだん、あそこは天井川みたいになっていますから、下を通過して、水が出てくる。そういうことも考えられるのかなと思っております。

ということで、県の調査資料、例えばさっき鈴木さんが言っていましたけれども、今回新たにごみが出たわけですが、あれのごみの成分調査をすると、いわゆる紙とか、ぼろきれとか、易燃性のやつがかなり出ていると。パーセンテージね。前に県がやったやつは基準値よりも下という言い方をしているわけですがけれども、果たしてそれが本当なのかどうか、改めて今回のあれと比較してみると問題だなと。

したがって、そういうところに私達が住んでいるということなので、やっぱり安心して暮らせるようになるにはどうするかということ、十分評価委員会でも評価していただきたいなと思っております。以上です。

○須藤委員長 貴重なご意見いただきまして、ありがとうございました。

そうしますと、その次の列の方、どなただったでしょうか。何人かお手が挙がりましたね。ご遠慮なくどうぞ。

○高橋 一町民の高橋といいます。多機能性覆土について一つと、それから今前にお話された方の中にお話ありましたけれども、今の恒久対策では根本的な解決にはなっていなかったという

発言が出ましたけれども、それはそもそも恒久対策を決めるに至った過程、県知事の説明会、そこに問題があったという、その2点についてお話ししたいと思います。

多機能性覆土というのは全体の10%未満、1割程度です。根拠は、100ppmを超えているところに多機能性覆土をすると。そうすると大体1割未満、そんなふうになるということです。県の方では、平成16年に調査したときに100ppmを超えていた箇所が5カ所、それから平成19年に調査したときに100ppmを超えていた箇所が8カ所、合わせて13カ所多機能性覆土をすると。その部分が全体の1割未満ということになるわけです。

そうすると、県の方は、硫化水素2万8,000ppm、途方もないような数値で、全国一という数値を出して、その後1,000ppmに減り、数百ppmに減り、ずっと減ってきているから落ち着いてきたという言い方をしていますけれども、平成16年に100ppmを超えているところが5カ所、平成19年に調べたところが新たに8カ所、これで本当に落ち着いてきているのだろうか、私はそこが疑問です。

それから、100ppm以上という根拠。これも説明会で私何回も聞きましたけれども、その根拠というのは、私は理解できません。

それから、多機能性覆土ですけれども、75センチの厚さになります。説明会の中で繰り返し、繰り返し実験をしたと言われたので、どこで実験をしたのだと言ったら、室内で実験したというふうに言われました。それで、これで十分なのだ。75センチでという説明でした。ですけれども、今この気候変動で、ゲリラ豪雨なんて言われるような集中豪雨があるような中、おまけに竹の内産廃というのは、さっき町長のあいさつにもありましたけれども、山の中のくぼ地にあるわけではありません。人家がそばにあって、ああいう丘陵地です。幾らでもというか、1メートルやそこの土砂は簡単に流されるであろうと私は考えるんですけれども、そのときに、室内でやった実験で大丈夫だというのは、全く根拠があるものとは思えません。

それから、その実験報告を公開してくれというふうに、私は個人的にファクスで対策室の方から何回か交渉していただきましたけれども、説明会の方では、その実験報告というものはなされていません。資料は出ていません。

それから、その100ppmを超える箇所ですけれども、その深さというものはわずか1メートル数十センチのところ。産廃物が埋まっていて、その10メートルも20メートルも深いところで100ppmを超えているんだということではなくて、産廃物とそこに覆土を1メートル前後になっている、その境界線のところで調査してと言っているわけですから。それで、対策室の方に問い合わせましたら、この13カ所、それぞれ1メートル数十センチのところ。それで本当

に安全なんだろうか。そして、あの表面に芝生にして大丈夫だと。何だか花粉症がどうのこうのって説明会でありましたけれども、そういうレベルの問題ではないのではないかなと私は思います。

それから、そういうことですので、知事は繰り返し、科学的に何度も何度も検証した上で、これは大丈夫だとおっしゃいましたけれども、町民はだれ一人それには納得しませんでした。

それで、今度はその恒久対策の決定の仕方になりますけれども、この恒久対策については、去年の7月19日、これが中間報告会。3ヶ月過ぎて10月19日、これが最終決定になりました。中間報告のときにも、多機能性覆土については13カ所。そのときも、10月20日付の河北新報を読めば分かりますけれども、あるいは当然これは議事録というのがありますから、それを読めば分かりますけれども、町民でだれ一人賛成した人はいません。そして、そのだれ一人賛成していない。これで大丈夫なのか。雨降ったらどうなるんだ。そういうもろもろのそういう意見が、7月19日に出たにもかかわらず、同じ案が、そっくりそのまま修正されず、10月19日にもう1回提示されたんです。

ですから、もちろん町民の方は、また一斉にみんな反対したことはもちろんです。10月20日付の河北新報には、町民から根強い不満や疑問が噴出したと。7月19日あれだけ言ったのに、丸々3ヶ月過ぎてもう1回会議を開いても全く同じ、当然のことだと思います。それにもかかわらず、そういった会議にもかかわらず、最後に佐藤英雄町長があいさつしたときに、あたかも県のそういった案を、今日の前で町民全員が反対している案を受け入れるような、容認するような発言をしたので、守る会会長は町長に対して2度、3度、本当に受けるのかと、県の案をそのまま受け入れるのかと、そういうふうなことを迫りました。

それから私は、町民がそういうふうに言っているわけですから、一旦ここで置いて、これは恒久対策なんですから、1年や2年遅れたってどうってことはないです。これから50年、100年を考えなくてはいけないわけですから。だから、もう1回町民と対話集会を開いて、町としての方針を決めたらという発言をしたら、それに対して知事は何と言ったかという、これは議事録に残っていますけれども、「2人だけぎゃあぎゃあおっしゃっても」ということを言われました。侮辱罪にも相当する発言であります。

私はこれについて、10月31日付で文書でもって知事の秘書の方にもファクスで送りました。それから、3月25日に工事説明会がありましたので、そのときに今そこにいらっしゃる対策室長に伝言、知事に間違いなく伝えてくれということで、これは取り消してくれと。こんなことがホームページに出て、宮城県の恥だと。だから、きちっとこの発言は訂正する。その前に、

村田町に来て、知事は村田町民に謝罪し、そして議事録を修正する。それが本当だろうと。そういうふうなことで伝言をお願いしました。

ところが、その後またしばらく連絡がありませんので、対策室の方に電話をして聞いてみましたら、「知事には伝えた」と。では、知事はどう言ったんだと。「知事には伝えた」と。それだけです。子供の使いにもなりませんでした。それでは、だれに伝えたんだと言ったら、秘書班の総務班長とか何とかと言ったと思いますけれども、キクタさんという人だと。そこで、私はその人と今度は電話でかわって、またその人に、知事はどう言ったんだと言ったら、「知事には伝えた」と。知事は村田町に来て、村田町民に謝罪するのか、修正するのか。そして、こんな町民みんなが反対している、わずか10%にも満たない多機能性覆土で、これで恒久対策最終案とするのかと。「それは知事が答えることです」と。それから、また連絡というのは一切ありません。

ですから、私はもう一度ここで、県の方に間違いなく村井知事に伝えてほしいですけども、これは宮城県の恥です。インターネットで公開されているわけですから。侮辱罪に相当されるものです。私は1人の人間として、村井知事より偉い人間だなんて思いませんが、同じ人間です。投票すれば、村井知事1票、私も1票です。侮辱されて黙っているわけにはいきません。繰り返し、繰り返し私は、辛抱して、きちっとけじめをつけてくれるように言ってきましたけれども、それができないようであるならば、法的手段に訴え、そして宮城県民に村井知事はこういう人だと。村田町民、県民をばかにした。こんないい加減な人なんだと。資質が問われるんだと。品格がないんだと。宮城県民だけではなくて、日本国民に情報公開したいと考えています。

もう一つだけ。去年11月に11月議会があったそうです。今までこの産廃説明会があるときには、地元の出身者で県会議員の方が2人お見えになっています。そのうちの1人、自由民主党、高橋伸二という方が、今年1月1日付で県政報告というのを出しています。ここにその実物があります。そのときのやりとりがどうなっているかという、その県会議員の質問はこういうふうになっています。「処分場の現状についてどうか。また、多機能性覆土13カ所施工の根拠と安全確保は十分か」。こういう質問に対して知事の答弁は「多機能性覆土については、硫化水素濃度が100ppmを超える箇所に施工することとし、平成19年度調査の8カ所その他、地域の要望を考慮し、平成16年度調査の5カ所も加え13カ所を対象とし」と書いてあります。「地域の要望を考慮し」、議事録を読めばこれはうその答弁です。これも当然議事録を修正しなくてはならない。その前に謝罪して修正しなくてはいけないと思います。大阪府の橋下府知事は、しばら

く前にテレビで見ましたら、3回謝罪して議事録を修正したということをテレビでちらっと見た記憶があります。この去年の11月の県議会のやつ、これもきちっと修正してください。

そして、もっと大事なことは、村田町民をばかにした。侮辱した。そういう発言、知事と県民との意見交換会の中で県知事がそういう発言をしたわけですから、本来ならば出処進退を考えなくてはならないほどの暴言。ちょうど大臣が、消費者がうるさいからとか、どうのこうのとかと言ってやめていった大臣がいっぱいいますけれども、それに相当する暴言だと私は考えています。間違いなく村井知事の方に伝えていただきたいと思います。

また、評価委員会というのは、またちょっと立場が違うと思いますけれども、評価委員会は評価委員会として、私の真意というか、そういうものを伝えていただきたいと思います。以上です。

○須藤委員長 どうも貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

続いて、まだ2人ぐらいいらっしゃいましたよね、どうぞ。

○原田 仙台から来た原田です。二つばかり、意見というか、しゃべらせてもらいたいと思います。一つは、モニタリングの計画のあり方というんですか。もう一つは、モニタリング項目として、これはぜひ入れるべきではないかというのが二、三、この最新の、今いただいたのを見て感じましたので、申し上げたいと思います。

最初の方ですけれども、やはりモニタリングを適正に、的確にするためには、処分場の地下でどういう反応が現在進行しているかということ、できる限り把握する必要があるんじゃないかと思います。

竹の内は、皆さんご承知のとおり、膨大な量の廃プラスチックが埋設されています。その他にもいろいろとあると思うんですけれども、今回私が関心を持ってお話しするのは、廃プラスチックの分解についてです。水環境学会誌の、須藤先生も多分役員が何かしていらっしゃると思うんですけれども、最新版の10月号に処分場の浸出水の特集が出ております。三つほど論文が出ていますけれども、全部廃棄物処分場の浸出水について、PRB法とか、あるいはバイオアッセイ法とか、その対応が書いてあるんですけれども、その中で特に私が関心を持ったのは、プラスチックの1種であるポリカーボネートという化合物がございましてけれども、これは普通は非常に安定なので、地下ではそんなに早く加水分解が進行しないんですけれども、これが非常に高濃度のアルカリと接触すると、加水分解の速さが10倍もなるという検出結果、知見が得られています。

それを竹の内に当てはめてみますと、プラスチックは十分にあるわけですね。至るところに

あります。掘れば必ずプラスチックぐらいで。先ほど皆さんも、委員の方もご覧になったように、あそこに大きな、結構な規模の焼却炉がございます。佐藤正隆さんもおっしゃっていたように、あそこから何百キロ、恐らく何トンという量の焼却灰が出たと思うんです。管理型に運ぶことなしに、処分場の中のどこかにいろいろと埋めたと思うんですね。そうしますと、焼却灰というのはご存じのとおり、非常に高アルカリです。pH11とか12とかすぐになります。これは処分場、私も実際に行って実験をやりましたけれども、12にすぐなります。そういったものがあちこちに、プラスチックと同時に置かれると、プラスチックの加水分解が非常に早くなる。例えばポリカーボネートからビスフェノールAと言われるような、環境ホルモンで非常に重視されたものが出ます。

それからもう一つは、ビスフェノールAのような、廃棄物にもともと入っていないものが、地下で分解によって、微生物とかいろんな条件で分解した場合に、そういったものもモニタリングの項目に、未規制の物質ではあるけれども、想定して、予防的な視点から取り込んでおくということは非常に重要だと思うんですね。ぜひそういうところから、地下水ですけれども、モニタリング項目を加えていただきたいと。

それからもう一つは、1,4-ジオキサンというのがございますね。これは全国の処分場から非常に浸出水に高濃度で発見されている物質だと、先生方はご存じだと思うんですけれども、この1,4-ジオキサンとか、ビスフェノールAなるものが、ここには出ていないんですね、モニタリング項目の中に。項目を見ますと、みな水質汚濁防止法にかかわる地下水とか、飲料水とか、そういったものから取り出してきた項目になっていると思うんです、地下水の。ですから、これは特集にも書いてありましたけれども、基準値があるから何もなくていいというものではなくて、処分場の化学を重視しようということなんです。そういう観点からしますと、未規制のものであっても、やはりここで項目に拾い上げておくということがぜひ必要だと思うんです。それには、処分場の中で、時間とともにどういう反応が進行するだろうという正確な、できる限り正確な予測も必要だと思うんです。

これは、海の外の例えばアメリカなんかですと、プレートリー博士なんかのものすごく言っておられることですね、かなり前から。未規制の物質の管理こそ非常に重要だということです。

それから既に言ってしまいましたけれども、1,4-ジオキサンと、それからビスフェノールA、その他ですね、パイプロダクトとしてできるものを、モニタリング項目にぜひ入れて、考慮していただきたい。この2点です。

○須藤委員長 どうも貴重なご意見いただきましてありがとうございます。

あとどなたかいらっしゃいますか。では、はい、再度、どうぞ。

○上田 先ほどの上田でございます。

いろいろ今原田先生の方から、化学的見地からのお話などもありました。あるいはまた皆さん方から、この処分場ができてから、現在までのいろいろ経過等についても含めた形でお話が出たところでございます。そこで、私は今後のことも含めまして、若干お話をさせていただきたいと思います。

実はこの処分場、平成2年ごろから埋め立てが開始されたと記憶しておりますけれども、縷々変遷をたどりまして、今日のような結果になりました。ただ、現在は県の方で代執行という形で工事を執行していただいておりますけれども、今後果たして県が、本来埋め立てをした会社そのものは倒産状態にあるというか、清算したのかな。ちょっとはっきり私分かりませんが、そんな状態な中のものですから、それで県の方の代執行という形の管理をですね、一体今後どのように考えていただいているものなのか。地域の住民、あるいは町、自治体にとりましては、非常に懸念材料でございます。そういう観点からも、やはり今後のこの処分場の再生活用策、それをやはり県としてお示ししていただき、それに取り組んでいただかなければ、地元の住民、あるいは自治体として不安が払拭できないと。そういうようなことで、今後の方向性を示していただきながら、差し当たりの支障除去対策を遂行していただくと。こんなことでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○須藤委員長 再度ご意見をいただきましてありがとうございました。

あ、ではどうぞ。

○岡 長くは言いません。評価委員会ですから、いろいろ評価すると思うんですけれども、あの処分場の中の評価の仕方の問題で、今までの県が出したいろいろな水のデータとか、ガスのデータとかいろいろありますけれども、水問題で、今までのボーリング孔からとって評価をするということになしに、評価委員会として、例えば旧工区、古い工区、それから新しい工区の方に大きな井戸を掘って、その水をくみ上げながら、水の成分を調査するということが必要なんじゃないかなと思っております。県のデータはほとんど水が動かないから、同じやつがずっと、きれいになっているというような言い方をしておりますけれども、果たしてそうなのかなという疑問が常に残るんでね。

○須藤委員長 連続的に見てくださいという意味ですね。水が出てくるところの、連続して測定してみてくださいと、そういう意味ですね。そういう意味ですか、今の、水のモニタリングって、水を計るのに、溜まっている水ではなくて、連続してという意味ですか。

○岡 あの、滞留している水。

○須藤委員長 うん、滞留している水を、はい。

○岡 調査できるような、評価委員会としての井戸が必要なんじゃないかなと。

○須藤委員長 あっ、評価委員会としてそれを計ってみてくださいという意味ですね。県ではなくて、そういう意味ですね。

○岡 ぜひ県に提起してもらって、県にももちろんやってもらうんだけど、ということです。

○須藤委員長 はい、ありがとうございました。再度ありがとうございました。

他よろしいですか。どなたか、まだどうぞ、皆さん今日はせっかくの機会だから、多少議事の方に食い込んでもいいんですが、大体予定した時間にはきているんですが、どうぞ、順番、いいですよ、どうぞ。ご遠慮なく、2番目の方、どうぞ、2列目の方、どうぞ。

○高山 以前に処分場から100メートル離れたところに住んでおりました高山と申します。処分場できる前というのはね、周辺ほとんどホテルがうんと飛び交うような、すごく自然環境のいいところだったんです。ところが、知らない間に処分場ができてしまって、それから2万8,000ppmというあの硫化水素ということで、もちろんマスコミ関係なんかうんと騒いだんですけども、それ以前というのは生ガス、何の処理もしない、生ガス状態のを吸いながらの生活だったわけですね。その吸いながらの生活というのが、何と申しますか、頭ががんがんにしてきます。あとは、目やにがどんどん出てきますし、鼻水は垂れます。のども痛くなりますし、余りひどいときは胸が苦しくなります。

それと、ガス、硫化水素、硫化水素って、何というか、それだけがクローズアップされていますけれども、いろんなガスが出ていたと思うんです。何十種類ものガスが出ていたと思うんですけれども、素人なのでちょっと詳しいことは分かりませんが、たまたまちょっと近くの人と電話でお話ししていたときに、ちょうどヘリウムガスを吸ったときに、どんどん声が変わりますよね。そういう状態になったんです。おかしい、普通自然界に存在しないようなガスが随分出ていたのではないかなというのが私の考えでして、あれだけのガスの中で生活していったら大丈夫なのかしらというのが一つ。

それから、今地震とか何かがすごい発生していますよね。あと、ゲリラ豪雨とか何かでね。それがいつ来るかもわからない。そういう状態の中で、あそこの周辺の住民は生活しているわけなんですけれども、一部先ほどおっしゃっていましたが、浅い層から管理型の方に持っていくようなごみが出たということなんですけれども、以前から私達はそういうごみがいっぱいありますよということは県の方に申し上げていたんですけれども、結局まだまだね、想像

もつかないぐらいの、安定5品目以外のものがかなり埋められているのではないかなと思うんです。管理型にいくって、どういうこと。今まで私達には安定5品目で大丈夫です、大丈夫ですって、それこそ住民にはそういう言い方をずっと長年にわたってしてきたわけですよ。それが、この間テレビの報道で、管理型の方に持っていきまして、えっ、どういうことなのかしらって不審に思ったんです。

あと、ごみというのはそのままの状態なんですよ。上の方で幾ら土を被せようが、何しようが、埋めたごみというのはそのままの状態であるわけですよ。家庭内の生ごみなんかも、時間がたって、日にちがたてばどろどろになりますし、液体の状態にもなると思うんです。今現在どういう状態になっているか、それもすごく怖いですよ。何か起きたときに、人が亡くなるとか、最悪の状態ですけども、そういうことがない限り、県は本腰を上げて、そういった対策をしていただけないのかなという気もしていました。

それと、今県の方がかかわっていますけれども、いつまでそれね、あそこをかかわっていただけのの。それから、あそこは県の土地ではありませんよね。地権者というものがおりますよね。そういったのはどうなっているのか。この先ちょっと不安ですよ。それと、とにかくあの周辺でまだ生活している方がたくさんいらっしゃるわけですよ。ですから、本当に安心して、今後も安全に暮らしていけるのかどうか。そこを詳しい方程式みたいな、化学とか、そういうのは分かりませんが、とにかく安心して暮らせる状態、そういうのを私達は望んでおります。よろしくお願いします。

○須藤委員長 とても貴重なご意見いただきまして、ありがとうございます。

一応あの……、えっ、まだおありですか。では、最後にもう1回、再度、どうぞ。

○高橋 ありがとうございます。

今の方のお話で、今どうなっているのか不安だという話が出ました。いろんな解決方法ってあるかと思うんですけども、その一つですけども、平成16年に調査したら100ppmを超えたところが5カ所。平成19年に調べたら8カ所、別なところで。これを県の方は落ち着いてきたと。2万8,000ppmが、この100ppm以上のところがわずかこれだけになったんだから落ち着いてきた。それが常識的な判断なのか。それとも、平成16年に5カ所、平成19年に8カ所だったら、その数百レベルであちこちに広がっているのではないかなと考えるのが、私は最も合理的な考え方だと思うんです。

ですから、私は前に町と議会の方にも要望書という形で出していますけれども、毎年同じような調査を私はやっていただきたい。100ppmを超える箇所が幾つあるのか。そして、例えば5

年，10年続けてやっていって，100ppmを超えるところがなくなりましたというならば，ああ落ち着いてきたのかなというふうになるかもしれない。ところが，平成16年にやって5カ所，平成19年が8カ所で，これだけ見て落ち着いてきたって，だれが信じられますか。

おまけにその100ppm，何で100ppmかという根拠がはっきりしません。私の推測からすれば，多分100ppm以上にすると，全体の10%程度の多機能性覆土で済む。つまりお金。最初から予算はこれぐらいだということから，100ppmというのが多分出てきたんだろうと私は推測しています。そうでなければ，もっとだれもが納得できるような根拠というのを示せると思うんです。以上です。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。

それでは，予定した住民の皆さんのご意見の発言としては，これで終わりたいと思いますけれども，まだあるんですか。いいですか。

それでは，ここです。今日は住民と行政ではなくて，委員との意見交換というので，伺っていただいて，委員の皆さんから，今日お答えするという非常に難しい意見，将来への心配，それから今までの処分場の経緯等ですね，我々知らなかったことも多分たくさんあるんだろうと思ってですね，お答えするという立場ではもちろんないので，今特に学術的な部分で，いろいろモニタリングの項目の話とか，それから地下水の流れの問題とかもございましたのですが，何か先生方でここはこうですよとか，あるいはもっと伺ってみたいというのがございましたら，どうぞ遠慮なく。一通りやるわけにも，時間がありませんが，できませんが，この程度で，住民側の意見を伺ったということで，とりあえずは，今後これを反映させていただくのは当然なんです。よろしいですかね。何か例えば，地元の委員としてありますか，澤野委員，ありますか。

澤野委員 ご苦労さまでございます。町民生活課長の澤野でございます。

ただいま地元の住民の皆さんからいろんな意見をちょうだいいたしました。もちろんこの件につきましては，これまでの説明会等の中でもちょうだいした中身であります。

現在進められている対策というのは，恒久対策という表現もありますけれども，支障除去の対策，当面の生活をする上で，支障のあるものを取り除きましょうということでスタートしているわけでございます。当然この対策，先ほどいろんなお話をいただきました。平成18年に町の方でも再生検討委員会を設置させていただいて，その中でいろんな方々からの意見をちょうだいし，検討してきた経緯もございます。その当てもこういった意見は多く出されたわけでございますけれども，まず現在のガス，それから冠水，そういった支障を取り除くのが優先であ

ろうということでスタートした経緯もございます。当然、ただいまちょうだいした意見につきましては、これからの大きな課題であるというふうに受けとめてもおりますし、これらにつきましては、これまでの県の話し合いの中でも、今後の課題という部分も大分ございます。

ただ、この評価委員会につきましては、やはり現在の工事期間中、これから説明あろうかと思えますけれども、現在どのようになっているのかということと、工事後どのようになるのかということにつきましても、しっかりと科学的な分析をしていただきながら、評価をしていく場であろうと思っております。いずれにしましても、私どもとしましては、とにかく先ほどもいろんな要望がございましたように、とにかく住んでいられる場所にするというのが大変重要なことございまして、そのためにどうするかということでございます。ぜひこういった真の安全、安心を確保するためにどうあるかということで、今後ともですね、この評価委員会の中でぜひ、私も担当という形ではございますけれども、そういった点、ぜひ先生方をお願いしてまいりたいと思っております。以上でございます。

○須藤委員長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員 地元の委員で割れます。今、環境大臣の演説みたいなのを聞いてしまったなと思って、非常にがっかりしております。

支障除去対策、支障除去でうまくいって、支障がないよということになれば、次の対策はないということに理解しているわけですね。だから、これでうまくいったらば、もう次はないよということをお願いしたい。それを間違えて、支障除去が最終的な目的だという言い方をされたので、これで終わりなんですね。支障除去がなったらば終わりなんだと。他の対策はしないよということを行っているのだと思うので、そのところは次長に確認しておきたい。

それから、それが一番なんですけど、実は明らかになってきたことがいろいろありまして、みんないいわけではありません。ついでに今皆さんのお話をお聞きして、こんなことなんだろうと思ったのは、まず諸悪の根源というのがあります。それは何かといたら、住民騒ぎ過ぎだと。汚染は軽微なんだということですね。住民騒ぎ過ぎ。これは終始一貫して住民騒ぎ過ぎ、住民騒ぎ過ぎと。廃対の人達、竹対というか、竹の内対策室なんですけど、竹の内対策室は何を先輩達から継承してきたかと思ったら、住民騒ぎ過ぎしか継承してきません。汚染は軽微だと。我々も間違えて、汚染軽微なんだ、他の産廃場と比べて竹の内は汚染軽微なんだよと思われてきたところがあります。これは間違いだった。それは何のことはない、竹対というか、廃棄物対策課の連中が自分の方針を優先するがために、住民騒ぎ過ぎだと。それから、汚染軽微

だということを書いてきて、それだけを継承してきたという結果でございます。

それから、先ほど11.51%の有機物を含んだごみがあるまま置かれているということになったということですね。11.51%のごみというのは大変なことで、竹の内にそんなもの置いてくれるなということですね。今までの調査では5.7%とか、そこまでは届かなかった。一応基準線の以下だったのですが、今回は11.51%。このことに対して、竹対の室長に何でそんなものを置いておくんだと言ったら、「正直に数値を言ったじゃないですか」と、「私は正直に数値を11.51%有機物を含んでいましたと言いました」と。これで問題が解決するかなと思ったら間違いですね。それは11.51をどうするんだと聞いているのに、「正直に言ったからいいんじゃないですか」というのは、これはまさに住民騒ぎ過ぎというか、汚染軽微を言っていることになります。これは許せないということでもございました。

それから、ついでに申し上げます。3倍量のごみが入っている。これも今回想定外のところからごみが出たんだから、3倍量以上になります。どのくらいになるかわからない。ちゃんと調査してよということになります。それで、3倍量以上ですね。プラスアルファです。のごみが入ってまして、それで今のやり方、うちの課長はこれでうまくいけばいいじゃないかみたいな話をしていましたけれども、何ら人為的な浄化をしていません。私達が知恵を絞って、こういうふうにしたらどうなんだという、人の手を加えた浄化ではない。PRBにしる、多機能性覆土にしる、山型の覆土にしるですね、浄化ということ働きかけてはいない。汚染が外に出ないように、これ以上汚染が表に出ないようにとって隠しているだけだと。人為的な浄化をしていくべきではないかと。3倍量の汚染だったら、3倍のごみの量だったら、3倍の時間がかかるんですか。普通のところ30年で終わるのに90年かかるんですか。汚染が終わるのにですね。そういうことになります。単純に言えば。でなかったら、3倍量の汚染が出るのかということなので、何らかの人為的な浄化を働くべきだろうと。自然の浄化力って、我々そんなに信用していいのかい。自然を投げてきたわけです。今まで蹴っ飛ばしてきましたから。ごみをどんどん入れて。それで、ここに来て、自然の浄化力に任せますというようなことを、自然の神様がいいよと言うかなと、これは言わないでしょうね。人間何考えているんだと言われると思っております。

それから、根源的な問いかけとしては、ここに住んでいていいのですかと。これは竹の内の運動が始まったとき以来、ずっと聞いてきました。今のような状態で、宮城県に、竹対に「ここに住んでいていいのですか」と聞いて、「いいですよ」と返事されて、我々「ああ、そうですか」と言えるような状態ではありません。うそがある。正直には言っていない。今回、想定

外のごみ層をひっかけたのだって、ちゃんと適正に処理しましたと言うけれども、実は管理型の処分場に持っていきましては言っていません、これは。だれも知らない。これはうそではないかと思うんですね。

先ほど見ていただいた汚水が流れているところだって、午前中は真っ黒な水が流れていて、臭いなど、原田先生と2人で、これはひどいなという見方をしましたけれども、先生達と行ったら、先ほどはきれいな水が流れていたと。たまたまそうなったのかもしれないけれども、そういうふうなものを隠しているとしたら思えないですね、これは。だから、その人達に竹の内に住んでいいよと言われたって、我々ちょっと信じられない。それを「いいよ」というふうに保証していただくのは、実は須藤委員会しかないだろうと思っているわけですね。

それで、先ほど岡さんが、須藤評価委員会で評価できるようなモニタ装置を作ってくださいというような求めになったと思います。これはこの会が始まったとき以来、評価できる井戸を作ってくださいということをお願いしてきました。いつの間にかどぼんとなったようですが、また復活するんだろうなというふうに、それしかないと思っております。

それで何回も、ここが一番問題なんですね。一町民もしきりと言われるんですけども、住民騒ぎ過ぎ。住民騒ぎ過ぎではないと思っております。もうちょい上手に騒げば、こんなことにはなっていなかった。あのとき県庁前で座り込みすればよかった。処分場の前でみんなでハンガーストライキやればよかった。そうすれば、今のようなことにはなっていなかった。騒がなかったんですね。上手に騒げなかったということが、今のようなごちゃごちゃを生んでしまった。

我々、ここまで汚染が出たんだから、もうあんた達考えろと言って、何回もバックしてきました、これまで。あんた達の考えもあるんだよと。あんた達が答え出して。それを、分からないんですね、これが。分からないですね、住民はおとなしくなったからいいんだべとしか思っていない。これはやっぱり騒ぎ方が悪かったんだろうと。もっとちゃんと騒げばよかったと、今、岡さんとしゃべっているところでございます。

大体そんなところで、とにかく住んでいていいんですかという問いかけに対して答えていただくのが評価委員会、今のところは評価委員会しかない。須藤先生には、鉢巻き3本ぐらいしめていただいて、県とけんかしていただくことも必要だろうし、我々も応援いたします。しっかりしていただくよりしょうがないだね、ということでございました。済みません。

○須藤委員長 どうもありがとうございました。佐藤委員、ありがとうございました。まとめをしていただいたような気もいたしますが。このあと、報告事項、特に今の支障除去対策工事の

進捗状況やら、それから生活環境影響調査報告等について審議をいただくのがまだ残っておりますので、もしも委員の先生の方からご発言があれば、その中でいただくということにさせていただいて、住民の皆様からの意見をいただく時間というのはここまでさせていただきませんが、私としてもいろいろ非常に重要な意見をいただいたと私は思います。それについて、私が全部やりますと言っても全く無責任になりますので、行政がどういうふうこれからこの意見交換を踏まえて、次長みずからすべてにお答えできないのは承知いたしますが、この取り扱いについて何か意見があれば、次長からそれではお願いしたいと思います。はい、どうぞ。

安齋環境生活部次長 ただいまの意見交換、いろいろなご意見、ご要望、それから県へのご提案もいただきました。これらを県としましては、真摯に受けとめさせていただきまして、今後技術的、それから財政的なことも勘案しなければならないとは思いますが、生活環境の保全上支障がないような状態に向けて、今まで以上に積極的に対応を進めてまいりたいと考えてございます。

ご意見の中では、我々の説明不足などから誤解がされている部分、あるいは県と見解の違う部分などもありましたが、これらつきましては、今後の評価委員会の中で我々の考え方を委員の先生方にはご説明させていただきたいと考えてございます。本日はありがとうございました。

○須藤委員長 ぜひ十分取り入れて、これからの行政を進めていただきたいと思いますが、それでは先ほどのお約束どおり、ちょっと座席をかわっていただきましょうか。

司会 それで、大変恐縮です。時間がちょっと押してもったいなので、よろしければこのままです、お騒がせして済みません。

○須藤委員長 いいですか。では、このままにしましょう。私は別にね、位置はどうでもいいですから。

司会 入れかえの時間がもったいないので、すぐ。

○須藤委員長 いいですね、それではいいですね。では、もうここでやりますので、時間がちょっと押していますから、このままいきましょう。

4. 議 事

○須藤委員長 それでは、議事にこれから移りたいと思います。

まず報告事項、支障除去対策工事の進捗工事について、これについては事務局からご説明をお願いします。

事務局（加茂室長） 竹の内対策室の加茂でございます。よろしくお願いいたします。

では、座って説明させていただきます。

まず説明に入ります前に、配付資料の確認をさせていただきます。諮問事項として、生活環境影響調査の報告書の案というものがございます。それから資料として、資料1、工事後のモニタリング計画について、資料2、種子選定について、資料3、地下水の流向についてということでお配りさせていただいております。それから、お手元にデータ編ということで、これは第1回の評価委員会のときに各委員に配付して、お持ち帰りいただいておりますが、毎回お持ちいただくのは大変だということで、この会議の都度、それをお配りして、回収させてお預かりするという形でさせていただきたいと思っております。

最初に報告事項でございますが、時間の関係上、報告事項の内容を細かくすると、なかなか大変ですので、事前にご了解いただいて、資料配付ということにさせていただくということにしております。簡単にご説明します。

まず、工事後のモニタリング計画についてという資料1でございますが、これは前回はご議論いただいたところの、そのグランドエアシステムの調査方法と、それからバイオモニタリングの調査方法、ご答申いただいた内容で記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

それから、資料2の種子選定について。そこに種子、芝、あるいはシロツメクサを播いたわけでございますが、それについてのいろいろなご質問がございました。専門家の意見も聞くべきということでございました。それについてもお配りのとおり、専門家の意見等もつけておりますので、それについてもご覧いただきたいと思います。ポイントは、現場でもご覧いただいたとおり、自然植生に遷移していくというようなご意見でございますし、現場もそのようになっているところでございます。

資料3の地下水の流向についてということで、これも過去の県の調査結果をまとめて、水位の等高線というものを示しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

報告事項は以上にさせていただきますが、もしご質問がございましたらお答えさせていただきます。

それでは、次に議事としまして、第5回評価委員会の影響調査報告書の概要版についてご説明をさせていただきます。

お手元にこういったA3判の大きな資料をお配りしておりますので、これでご説明します。

まず、1枚開いていただきますと、左側のページ、1ページでございます。生活環境影響調査の概要ということでございます。

調査期間は、当初の予定では4月から9月までの半年分をご報告する予定でしたが、今回委員会の開催を早めたということもございまして、8月までのデータでもいいというふうに委員長からご指導がございましたので、現在集まっております8月分までのデータをまとめております。5ヶ月分でございます。

その同じ1ページの右側ですが、こういった調査をしたかということで、これは当委員会でご答申いただきましたモニタリング計画に基づいて調査をしたわけでございますが、幾つかの調査をしております。上から三つ、発生ガス及び周辺大気環境調査から、さらに二つの段、硫化水素の調査、この三つが、いわゆるガスの調査でございます。それから、下の二つ、水質調査と地下水連続調査、これが水の調査でございます。調査地点、調査頻度は記載のとおりでございます。年間どのぐらいやるかという回数については、タイムスケジュール表がございますけれども、そのうち黒丸のついている部分が今回取りまとめた調査の内容でございます。

さらに2ページ目でございますけれども、工事期間中のモニタリングの、どういう調査項目をするかということの、各調査ごとの細かい項目を書いております。例えば大気環境調査であれば、有害大気汚染物質として、ちょっと字が細かいですが、そういった数の項目を調査しておりますという詳細表でございます。

次に、もう1枚お開きいただきまして3ページです。3ページからが今回の調査結果と、私どもが仮に評価案というものをさせていただきましたので、それについてご説明いたします。

まず2番目でございますが、環境モニタリングの結果及び評価ということで、2.1が大気調査でございます。そのうち2.1.1というのは、発生ガス及び周辺大気環境調査という調査内容でございます。これについては、同じページの右下の方に地点図がございますので、こういった地点で調査をしたということでございます。調査ごとに調査地点というのは違いますが、処分場の中央なり、処分場の東側あるいは北側、それから処分場の近傍、それから村田第2中学校、それから比較対象としてちょっと離れております、地図ではこの場所ではないけれども、村田町役場と、こういった地点を対象に、大気の関係の調査をしてきております。

2.1.1の結果でございますが、まず黒い四角、一つ目でございます。環境基準が設定されている4物質、トリクロロエチレンからベンゼンまでは、すべての調査地点で同程度の濃度であり、しかもいずれも環境基準に適合していたという結果でございました。

それから、この他の88物質、これについては下の表にさまざまな有害成分等の表がございます。先ほど見ていただいた表と同じですが、この88物質については基準値がありませんので、比較対象地点と比較することによって評価をさせていただきました。その結果、処分場の中央

部分と、それから処分場の近傍部分、それから村田町の役場、3地点を比較しまして、いずれの成分についても大きな差は認められなかったという結果でございます。

なお、データの詳細は、別途、厚い報告書をおつけしておりますので、必要であればご説明させていただきます。

なお、平成20年7月1日の調査日に、先ほどから話題になっております処分場の新工区で覆土の工事の中で廃棄物の掘削が行われました。そのとき、たまたまこの調査の当たり日だったものですから、この調査によって、周辺へのガスの影響がなかったかどうか。特に硫化水素等が、VOC関係がどうだったかということも、この調査から見たところ、大きな差がなかったということで、結果的には周辺への影響は与えなかったと判断しております。その他SPMについても記載しております。

以上のことから、この2.1.1の調査結果に対する評価としては、下の2行に書いてありますように、周辺地域への生活環境の影響は認められなかったというふうに私どもの評価案を記載させていただいております。

それから次に、硫化水素連続調査でございます。これは右下の方の地点図でまいりますと、黒く四角く囲った地点、3地点、発生ガス処理施設付近、先ほどご覧いただいたところ、それから処分場東側敷地境界、それから離れたところの村田町の中学校、この3地点で24時間の連続測定をしております。

その結果といたしまして、まず処分場の発生ガス処理施設付近では、6月に悪臭防止法に定める硫化水素の、悪臭防止法の基準の厳しい方の基準0.02ppmから0.2ppmという基準がございますが、そのうち0.02ppmという基準を超過した回数が30秒値で6回ございました。その最大値は0.03ppmでございます。これについては、グラフの方にも入れております。

次に、処分場の東側敷地境界では硫化水素は検出されなかったと。基準を超える硫化水素は検出されなかったということでございます。

それから、次に処分場の東側にある村田第2中学校、ここで8月に0.02ppmを超過した回数が30秒値で8回ございました。その最大濃度は0.03ppmございました。ただ、これは処分場と離れている場所でございますので、処分場の影響がどうかということについて、いろいろ風向きとかを調べてみました。その超過した時間帯というのは無風、または東よりの風。東よりというのは中学校から処分場に向かって吹いていると。処分場から風が吹いているのではなくて、中学校から処分場に向かって吹いているような風の状態でございます。以上のことから、中学校で0.02ppmを超えた原因というのは、よく私どもも分かっておりませんが、風向き等か

ら考えて、処分場と直接関係があるのかどうかちょっと分かりませんが、今後も引き続いて調査をしていく必要があるのかなと考えております。

なお、今日ご欠席でございますが、岡田先生にもこの点についてコメントを伺ってきましたが、硫化水素は田んぼなんかでも発生するけれども、ちょっと処分場との関係はこれだけではわからないねというお話をいただいてきました。今後も引き続き調査していきなさいといううなお話でございました。

なお、処分場の発生ガス処理付近の、これ以外に、実は処分場の発生ガス処理施設付近で、今回お渡ししているデータは8月までですが、ちょっと住民の皆さんから最近水のおいが臭いという、先ほど現場で水が漏れている場所をご覧いただきましたけれども、あそこでおいがするということでしたので、急遽9月から10月にかけてのデータを一部分析してみました。そのところ、一時的に最大1ppm程度の濃度が観測されております。原因としては、工事によって処分場の中の水を移動したと。劣化した水を移動したということによって、その水によって運ばれてきたガスがあるのではないかと考えております。これについては、後ほどパワーポイントの方で少し詳しく説明させていただきたいと思っております。

次に、5ページでございます。硫化水素等の定期状況調査、これはガス抜き管、処分場に7カ所、右下の方の図面がございますが、ここでガスを測定しております。グラフにありますように、結論から言うと横ばいぐらいの状態が観測されております。これは評価ということではなくて、状態を把握するということでございますので、ここに評価というものは記載しておりません。

次に、6ページの水質調査でございます。水質調査については、大きく2.2.1と2.2.2ということで、浸透水・地下水の調査と、それから放流水・河川水の調査をしております。

それから、調査地点でございますが、同じページ、6ページの右下にございますように、処分場の中と、それから処分場の上流、それから処分場の下流、それから河川水ということで調査をしております。

まず、2.2.1の浸透水・地下水の調査でございますが、処分場、黒四角の1番目でございます。処分場内の浸透水の水質は、廃棄物処理法に定める地下水等検査項目に適合しておりました。また、処分場周辺の地下水の水質は、上流観測井戸で平成20年6月30日に採水した地下水から鉛が基準値を超過して検出されました。その他の項目については適合しておりました。なお、その鉛が基準値を超過した上流井戸の地下水について、参考のためこの地下水をろ過して浮遊物質を除去して、試料に含まれるろ液の方の鉛を分析したところ、0.003ppmであり、基

準値を下回ったと。このことから、基準値を超過した鉛というのは、土粒子に起因するものではないかというふうに考えられました。いずれ処分場の上流の地下水ということでございます。

以上のことから、浸透水から地下水による周辺影響はなかったものと考えられますが、なおこれについても引き続き鉛が超過した原因というものについて、この調査を続けながら検討していかなければいけないと考えております。

次に、2.2.2の水質調査……。

○須藤委員長 伺ってからやりましょう。

○佐藤委員 いや、時間がなくなってくるから。

○須藤委員長 うん、ないんだけども、早目に回していくから。

○佐藤委員 言い逃れはいいよ、もう。

○須藤委員長 少し迅速に。

事務局（加茂室長） はい。それではポイントだけ、はしよりながらさせていただきます。

○須藤委員長 パワーポイントもあるの。

事務局（加茂室長） ええ、ございます。

○須藤委員長 だったら、もうパワーポイントだけでちょっとやったらいいんじゃない、同じこと繰り返すんでしょ。そのデータの部分は。確かにあと時間が、あと予定はあれですから。

事務局（加茂室長） では、あと1点だけ、この資料で、2.2.2の水質調査では、河川水の上流部分、放流水を放流している上流の地点からダイオキシンが検出されました。これについては、パターン分析をいろいろかけたところ、農薬由来であろうというような結果になっております。ただ、上流でございますので、処分場の影響ではないと考えておりますが、これも引き続き検査をしていくということが必要かなと考えております。

資料については以上でございます。

○須藤委員長 それでは、迅速にその今の図で見せたら分かりやすいことがあるのね、だからお願いします、そこ。

事務局（加茂室長） それでは、ご質問に答える形で、必要なパワーポイントを出していきたいと思います。

○須藤委員長 では、佐藤委員、どうぞ。

佐藤委員 今お手元にお配りしたこの資料をご覧いただきたいと思います。今、竹対の室長の方から、2中のガスはわからないと。どうして上がっているのかわからないという説明があり

ましたけれども、これは実は10年前の、私の年が56歳と書いてありますけれども、これはちょうど10年前の調査です。そのときに我々、保健所の職員とか、廃対の職員とかで処分場の周りのにおい調査をしました。ゼロが出ました。周辺からはゼロ。そのときに家に帰ったらば、実はその左の、右のページに、2中から寄せられた臭気強度調査表というのがありますけれども、同じ日に我々はゼロ、私も含めて、今日はゼロだよなという結果を上げたときに、9月8日水曜日、サトウフミコ先生から、楽に感知できるにおいというふうな、におい調査カードが届いています。それで、同じくその下行って、これもサトウフミコ先生から9月9日、このときも我々の調査というか、周辺部の調査ではゼロだったのですが、強いにおいであるというふうな調査が寄せられているということです。それから一番下は、ランダムに選んだのですが、村田2中から強烈なにおい。このときは多分部活は休みだという日だと思うんですけども、そのようににおいが来ていますので、今も2中の指標が上がっているということなので、分からないだよなというお答えはもう聞きたくない。この当時からこうなんですから、これは本気になって、何でそういうふうになっているのかというのを、これは処分場のにおいではないのではないかみたいないい加減な言い方ではなくて、本気になってやってもらわないとだめです、これは。臭気強度5ですからね。

それで、パワーポイントも用意してきましたけれども、時間がないので、私の方はこれだけにいたします。こういう資料は、今資料を整理中ですので、どんどん出てきますので、その都度委員会の方にお上げしたいとは思っております。

それから、最後になんですが、遠いところまで委員の先生達、それから住民の人達、おいでいただいて、遅くまでありがとうございました。これはやっぱり言うておかなくてはならないんだらうと。

それから、今言ったように、片方は言い逃れ、言い逃れ、言い逃れで、こっちは押す、押すということなんです、我々の方が大人でありますので、あのとき言ったじゃないかというような言い方はもういたしません。かわいそうで見られない。それで、今回これだけ言わせてください。今回、想定外のごみ層が出たときに、発見して、我々喜びませんでした。喜びません。このことで、また言いわけを1ヶ月も2ヶ月も3ヶ月も4ヶ月も聞かなくてはならないんだらうと。これはもう不問に付そうかと思いました。いつもそうだもの。

それで、竹対がプラスになるというか、評価できるような仕事をしたというのを思い出すのがかなり難しいというような状況になっていますので、ここのところはやっぱり住民騒ぎ過ぎだなどという無礼なことはすっぱりと忘れていただいて、これが一番の仕事だからね、これは。

我々の大人におんぶしないようにひとつお願いします。以上です。今日はお忙しいところ、本当に先生方、ありがとうございました。

○須藤委員長 いいえ、これは我々の仕事ですから、当然ありがとうございます。

それでは、残り15分ぐらいですけれども、せっかく委員の先生にいらしていただいたし、今一応データは不十分ながら説明をしていただきました。そして、必ずしもすべてが、何と云いましょうか、基準なり、指針値なり、それをクリアしているわけではないし、上流で何かの物質が出たとか、そういうような話もあったわけで、一応説明はしていただいたので、どうでしょう、藤巻先生の方からでも何かご質問なり、ご意見なりがあったら、総括的に、はい。

藤巻委員 1点教えていただきたいことがございますが、5ページの2・1・3に硫化水素等定期状況調査の一番最初の図、それから2番目の図、硫化水素濃度（ガス抜き管）、メタン濃度（ガス抜き管）、それですね、平成16年ですか。H16-11、H16-10、緑と黄色です。これは途中から始まっているんですけれども、これは新たに穴を掘るなり何なりして始めたということなのでしょうか。

○須藤委員長 それでは、それはお答えしてください、そこは。

事務局（加茂室長） はい。それは平成16年という井戸の番号は、平成16年に掘った井戸ということでございます、その井戸を使ってガスの測定を始めたということでございます。

藤巻委員 新たに掘ったということですね。

それで、この場所をどのように特定されましたか。それを決めた理由です。

○須藤委員長 他の人でもいいですよ。

○事務局（面川技師） 担当している面川と申します。

こちらなんですけれども、平成16年度に廃棄物層の表層ガス調査をやった際に、ガスの濃度が高かったということで、こちらの方にガス抜き管を敷設させていただいて、そのモニタリングを開始したというような経緯になっております。

藤巻委員 出てたわけですね、わずかにせよ。多分この下に原因物質があるということをやったというわけですね、はい、分かりました。

○須藤委員長 先生、よろしいか。

そうしたら、順番に行きましょう。何か一言、井上先生、一言でも何か、先ほどの感想でも結構ですから、何かせつかくです。

井上委員 一つは、ちょっと水質調査のところ、上流側で鉛が出たということですね。原因はもうちょっと調べないといけないと思うんですけれども、多分この辺はこのバックグラ

ウンドの値がどのぐらいだということは、やっぱり正確に評価しておかないと、余計な混乱を招く事項だと思いますので、必ずしも自然界が本当にいつもきれいであるということではなくて、仙台なんかご存じの方は、砒素が随分溶出する土がいっぱいあったりして、ある意味分析すると、砒素が基準を超えるところがいっぱい出てくるということがありますので、このバックグラウンド、余り今まで議論がなかったと思うんですけども、もう少しきちっと評価しておいた方がいいだろうなと思います。

あとそれから、多分ちょっと分析上の問題もあろうかと思って、よく実際こういう現象は、ろ液、きちっとろ過すると数字にも出てこないんですけども、濁った状態で分析するところいう汚染物質が基準を超えて出るということもありますので、これはちょっと分析方法のところで統一されていないところもありますので、この辺よく注意されてやられた方がいいと思います。

あとそれから、先ほどの議論の中でも、将来的にどうなっていくのかというところですね。まだ確かに今の状態ですべてのことを予想できるわけではないと思いますけれども、確かに自然界でいろんな微生物の力によって、ある意味硫化水素なんかその微生物が作ってしまって悪臭になることもあるんですけども、逆にそこをうまくコントロールすると、硫化水素をゆっくりと酸化させてあげれば無害化されて硫酸に戻っていくという働きもあります。

それからあと、いろいろ、余り検出されていないようですけども、例えば揮発性の有機化合物なんかは、これは時間をかければ微生物がゆっくり分解してくれますので、ある程度こういった揮発性の有機化合物については様子を見ながら、だんだんその分析も回数とかは落としていくことも将来的には可能なのかなと思いますし、実際出たものは既になくなっていくだろう。そういったもの、やはりこの委員会の中だけではもしかすると終わらないかもしれないんですけども、長期的に様子を見ていくことが大事だろうかなというふうに、これはちょっとコメントというか、感想的なところなんですけれども。

○須藤委員長 ありがとうございます。モニタリングの手法、あるいは分析手法、もうちょっときちっと決めなくてはいけないこともあろうと思うし、それからバックグラウンドをどうするかということも大切ですね。この辺は余り今まで議論したことがないので、大気にしても、水にしても、土壌にしても、やっぱりバックグラウンドを、この辺の土壌だとか、水とか、大気はどうなんだと言わないと、さっきの値の比較ができないでしょう。村田町の周囲だとこの影響を受けているかもしれないので、ですからそこはちゃんとこれからもう1回、今日できませんから、議論してください。

それから、ああ、どうぞ。

藤巻委員 バックグラウンド、データを出しています。

○須藤委員長 あっ、先生出しているの。

藤巻委員 ええ、私が出しています。

○須藤委員長 あっ、出しているんですか、ではもういいです、それは。それはまた知事に。

藤巻委員 必要ならば、あの……。上と下と……。

○須藤委員長 では、次の機会にまたご提供ください、ありがとうございました。

それからあと、中で何が起きているかというのは、先ほど原田さんからもご意見があったので、これはこの委員会の中だけで調査をできるわけではないのですが、それは宮城県にしても、委託にしても、どこか研究にしても、中で何が起きているかということは、やっぱりこの推移を見るのに大事なので、予算がない、ないだけではなくて、中で何が起きているか、あるいは起こる可能性があるかということは調べておいた方が、それはいいでしょうねと思いますので、ありがとうございました。

では、風間先生、どうぞ。

風間委員 手短に申し上げます。

先ほどの住民の方の懸念等もありましたように、ゲリラ豪雨とか、地震とかですね、そういうイベントのあったときのモニタリングもちょっと小まめにやっていただけると有効だと思います。

それから、事象として沈下みたいなものはやっぱりゆっくり進むので、それも根気よく見ていくしかないというふうに思います。以上です。

○須藤委員長 風間先生、あれですね。ゲリラ豪雨があったら、そのあったときに水をとるとか、あれをするとか、採取するとか、そういうことも必要だということですね。そういうことですよ。普通我々が何か調べるというときは、天気のいい普通のときに調べるんだけど、先ほどのいろんなご心配もあるので、それは当然私も心配していますので。

風間委員 そういうことも意識的にやった方がいいと思います。

○須藤委員長 やった方がいいですね。では、ぜひそこも考慮してください。

では、細見先生、どうぞ。

細見委員 ご指摘いただきました原田さんですか。ジオキサンとかビスフェノールについて、私もちょうど今注目しております、機会があれば提案したいなと思っておりました。

幾つか私もかかわっている最終処分場のところで、今これ結構分析にもお金がかかりますの

で、そういうことを用意していただけるように、今幾つかの市町村というか処分場、特に一般ごみ系ですけれども、計っていただくようにしています。しようと思っております。

実際に例えば東京都の多摩地区では計っていただいている、浸出水の濃度が非常に高い濃度が出ています。これは多分今おっしゃられたように、そういうプラスチック類、特にポリカーボネートみたいなものが恐らく分解して、ビスフェノールAが出ていると。ただ、ちゃんと普通の水処理をすれば、水処理というのは、例えば活性汚泥で硝化までやれば、これはほとんど99.9%ぐらい分解できて、公共の下水道に放流しているのが、今の東京都の多摩地区の実態です。ただ私としては、浸出水の指標として非常に重要なのではないかとということで、塩化物イオンだけではなくて、こういう廃棄物処分場に特有の物質について調べていくべきだと思っております。

ただ問題は、では計って例えば値が出たと。では、値が、これは基準が今のところありませんので、どういうふうに考えていったらいいのかということについて、まだ十分、今月の水環境学会誌にもあるかと思えますけれども、まだ十分議論はされていないところでして。ただそういうおそれが、浸出水とかが漏れて、環境の外に出ていく可能性も指摘されているわけですから、私としては今科学的にもはっきり判断はできないにしても、追及してデータを集めると、それから判断していてもいいのではないかと思っておりますので、そこはぜひ、ちょっとこれもまた予算も絡んでいますから、ぜひ県の方をお願いをしたいと思っております。ご指摘ありがとうございました。

それからもう一つ、この硫化水素について、発生箇所と東側と村田中学というところで、これは連続的にやっていますので、これは非常に僕は貴重なデータだろうと思うんですね。住民の方が、我々が行ったとき、今日の昼間は何もおわなかった。しかし、夜になったらどうなるかわからないといったときに、こういう24時間の細かいデータが、これがある種我々が一つ、議論のもとというか、議論のデータベースというか、そこをもとにして、こういうことも考えられる。いやいや、村田中学のところでおいが出た。あるいは、硫化水素が検出された。では、これはどうしてなのかということ、少し次の段階では、多分住民の人の不安に答えるためには、その辺の風速だとか、気象条件だとか、あるいはもっと別の調査を加えとか、何か次の一步を踏み出す必要があるのかもしれないと思っております。

ですから、こういう連続的な、特に大気の調査に関しては、連続調査が非常に住んでいらっしゃる方の感覚を、感覚というか、いろいろ住民の方も言われましたけれども、それを表していると思っておりますので、これは貴重なデータとして、もう少し一歩進んだ調査に向けていったら

いいのではないかというふうに思っております。以上です。

○須藤委員長 細見先生、ありがとうございました。もう少し議論をしたいところでございますが、今いろいろモニタリングのやり方、あるいはモニタリングの項目の立て方、さまざまな問題がありますし、ここで取り上げていない項目の問題、例えば1,4 - ジオキサンとかビスフェノールAとかですね、さまざまな問題もありまして、ちょっと私事で恐縮ですが、私は環境省の環境基準を策定する委員会の委員長を実は務めておりまして、新たな項目をこの9月からですね、いろいろ意見をいただいて、今審議を始めたところでございます。恐らく2年ぐらいかかるかと思いますが、それを始めたところでございまして、当然今度は項目になれば、あるいは要監視項目になれば、それはやっぱりこの場所にありますので、今までやっていなくても、それは大事だから、今、細見先生が言われたように、新たな項目もやるというようなことをした方が多分いいだろうと、こういうふうに私も思っております。

ということで、今日いただいた意見、前向きに考えて、加えるべきところは加えていくと。こういうふうにしていきたいと、このままでいいというわけではないということで、よろしゅうございましょうか。

それで、これは一応会議でございますので、この報告書ですか、概要版になるわけですが、この結果について、ここに異議があるということをお申し出いただいたわけではございませんので、さらに前向きに何をどう検討したらいいかというご意見はたくさんいただきました。それは、今後それを反映するというので、この報告書自体は認めるというか、一応答申しないこの役割にならないので、この報告書は答申させていただいて、今のようなことは附帯意見としてつけていただくということでいかがでございましょうか。ということでこの会議を終了したいと思いますが、それでこれは事務局側に聞きますが、いいですか、それで。いろいろ意見がありました。これは附帯意見として、これはこうなさいとおっしゃっていただけるので、私も言いましたけれども、それは当然この中には書いていないんですね。それは附帯事項として、この中のどの点がおかしいとか、それは言われたわけではないんですけども、ですからこのいただいた報告書、これはこれでお認めいただかないと、この会議を終わることにできませんので、一応これは形だけ整えるということにもなるわけですが、それよりも議事録だとか、今いただいた意見が大切なので、それはつけていただくことにさせていただきたいと思いますが、それで了承いただいてちょうどぴったりだなと。ちょっと過ぎてしまったのですが、私の役割をお認めいただくということで、私の役割はこの辺で済ませさせていただきたいと思いますが、あと事務局の方で連絡事項があればどうぞ。

○高橋 済みません。

○須藤委員長 はい、どうぞ。

○高橋 委員会で、短く言いますので、一つだけ要望させてください。

○須藤委員長 では、短く。

○高橋 新たな項目、新たなデータベースということで、先ほども私お願いしましたけれども、平成16年度と平成19年度に行ったような調査を行って、硫化水素が100ppmを超える箇所が何カ所あるのか。当面5年あるいは10年私はやっていただきたいと思います。先ほど委員長の話にもありましたように、中でどうなっているのか。その不安というものが、町民にとっては大きいわけですから、100ppmを超えたところには多機能性覆土をやると言っているわけですから、例えば来年調査して新たなところが出てくれば、そこに多機能性覆土をやらなければ、話がおかしいわけです。ですから、新たな項目というか、新たなデータのベースとしてお願いしたいと思います。

○須藤委員長 はい、分かりました。それもつけ加えて、附帯意見とさせていただいて、こっこの原案の方のこれについてはご了承いただいたということで、あとは事務局の方からどうぞ連絡事項。

司会 長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。

事務局としては特に連絡事項ございませんので、以上で閉めさせていただきたいと思います。

それでは、以上をもちまして、第5回評価委員会を閉会させていただきたいと思います。

藤巻委員 一つだけ。先ほどの方のご意見で、ちょっと一言だけ話させてください。

この文章を読みますと、竹の内はだんだん安全の方向に向かっているということは書いてありますけれども、ここにお住まいになっている方は、冗談ではない。私達は一体いつになったら安心できるんだろうか。そういうものが皆さんから伝わってくるわけですよ。スタートが、本来あってはまずいものを、産廃場にいろんなものをどかどかとやられてしまったと。その後の手の打ち方も、次から次へと、余りうまい方向にいかずに、手の打ち方を間違えているところがいっぱいあって、今になって何が起きたかという、モグラたたきのモグラではない。ガスが出たら、それにふたをしる。何かが出たら、それにふたをしる。そういう感じになってしまっているわけですよ。それが、確かにこの報告書を読まれたら、住民の方々はお腹立ちになると僕は思います。

ですので、附帯意見として、このような意見があつて、今後とも監視を緩めるわけではなくて、何か、まさにさっき言ったゲリラ豪雨だの、何だのかんだのがあったことに対して、逐次、

直ちに手を打っていくと。監視を緩めない。ずっと監視をしていくと。住民の方が苦しんでいる期間は、宮城県も苦しまざるを得ないというのはしようがないんだろうと思います。本来、そこに宮城県のお役人の方々が並ぶのではなくて、そこに村田町のお役人の方々がずらっと並べられると、きっと一番よくてですね。話がスムーズにいったのかもしれないんですけども、役割としては県の役割になっているので、県の方々も一緒に苦しんでいかざるを得ないんだろうなというふうに思います。それを附帯の意見として加えていただいて、今の話のような方々に対するご意見として。

○須藤委員長 ……ですよね、ありがとうございます。それは当然先ほどの意見の中に含んでいると私は理解しております。ありがとうございました。

それでは、どうぞ、まだ発言あるの、佐藤さん、1分だけ。はい。

佐藤委員 せっかく議論が盛り上がってきて、これからかなと思うときに、私パワーポイントの中にいっぱい作ってきたんですね。それを発表する時間がないということなので、早急にですね、早急に先生達、お忙しいところ申しわけないのですが、問題点がぼんぼんと出てきたところで、忘れないうちにもう1回お願いできればということですね。

○須藤委員長 なるほど、委員会の話ですか。

○佐藤委員 事務局に言わせれば、もうお金がないから来年の5月ということになるかもしれないけれども、それはないと。せっかくここまで来たんですので、私事を言えば今日……、まあいいや。

○須藤委員長 大丈夫ですよ。

○佐藤委員 いや、これで終わりにしようと思ったんだけど、先が見えないで終わりににはできないということでございますので、ぜひ早急にまたお願いできればと思います。

○須藤委員長 これは私がお約束できることでもないの、私も一応承ったと。委員会はね、開く、開かないは私が決めるわけにはいきませんので。

○佐藤委員 いや、委員長が決めると書いてありますよ。書いてあるんですよ、ちゃんと、大丈夫です。

○須藤委員長 書いてある。では、一応決めましょう。

それでは、委員長は早目にやると。期日とはちょっと申し上げられないけれども、早目にやると、こうしましょう。はい、分かりました。

それでは、あとどうぞ、閉めてください。

5 閉 会

司会 時間もちょっと、お帰りの時間がちょっと迫っておりますので、以上をもちまして本日の会議を閉めさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。